論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞の選考等に関する細則

(規定事項)

第1条 この細則は、論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞を選考するにあたっての基準、方法等に関する事項を規定する。

(受賞候補者)

- 第2条 技術賞やフロンティア賞を授与されるものは、当該業績に関与したものであって、 2 者以上の正会員および学生会員や2団体以上の賛助会員にまたがることを妨げ ない。また、受賞者は会員に限り、その筆頭応募者が賛助会員の場合、共同応募の 法人等は賛助会員でないことを認める。
 - 2. 論文賞の受賞者は当該論文に関与したものであって、2者以上の正会員および学生会員にまたがることを妨げないが、論文の第1著者は正会員または学生会員でなくてはならず、また、受賞者は会員に限る。
 - 3. 博士論文賞の受賞者は当該論文を作成したものであって、正会員または学生会員でなくてはならない。

(推薦書の提出)

- 第3条 推薦者は、所定の様式による推薦書 1 部を作成し、募集要項に定める応募期限までに選考委員会に提出する。
 - 2. 前項の提出の際、当該業績に関する参考資料を添付することができる。
 - 3. 選考書類に著しく不備がある場合は、原則として欠格とする。ただし、その判断は、委員会による審議の結果を受けて行う。

(選考基準)

第4条 選考にあたっては、次の項目について評価する。

論文賞:独創性、独自性あるいは先駆性

技術賞:汎用性、発展性、応用性あるいは他への影響度

フロンティア賞:開拓性、新規性、独創性、発展性

博士論文賞:課題の明確化、従来研究のレビュー、研究の進歩性、結果の検証、記述のクオリティ(ISRM By-law No.7に示された Rocha メダルの5つの評価項目)

(受賞候補数)

第5条 受賞候補数は、原則として論文賞2件以内、技術賞2件以内、フロンティア賞1件 以内、博士論文賞1件以内とする。但し応募数、内容等により変更することができ る。

(受賞候補の決定)

第6条 受賞候補の決定は、別に定める論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞候補 の選考基準による。 (賞状等の授与)

- 第7条 受賞者には、賞状と盾を授与する。
 - 2. 1件の受賞者数が 2 を越えるときは、その越えるものについて盾を有償とすることができる。

(実施期日)

第8条 この細則は、平成16年6月15日より実施する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、委員会において行うことができる。ただし、改廃の内容と経緯 は、理事会に報告しなければならない。

平成 16 年 6 月 15 日 制定

平成 21 年 3 月 18 日 選考委員会 変更

平成21年4月27日 理事会報告

平成22年3月19日 選考委員会変更

平成22年5月14日 理事会報告

平成24年10月4日 理事会変更

平成25年1月29日 選考委員会変更

平成25年3月22日 理事会報告

平成 26 年 1 月 23 日 選考委員会 変更

平成 26 年 3 月 18 日 理事会 報告

平成27年11月18日 選考委員会変更

平成28年3月31日 理事会報告

平成28年10月3日 選考委員会 変更

平成29年3月16日 理事会報告

平成30年3月23日 選考委員会 変更

平成 30 年 3 月 30 日 理事会 報告

令和 4 年 12 月 17 日 理事会報告